

令和3年9月28日

学生 各位

教育・学生生活委員会委員長
有 江 力

緊急事態宣言の解除を踏まえた10月からの学生生活について

令和3年9月30日をもって東京都および周辺地域における緊急事態宣言が解除されます。新学期を迎える中で、対面授業や研究活動を安全に実施するためには、当面の間、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための行動様式を徹底していただくことが必要です。そのため、学生のみなさんは、特に以下の点について引き続き留意して学生生活を送ってください。

- ・三密回避、手洗い、うがい、不織布など効果の高いマスク着用などの感染防止対策を常時行うこと
- ・ワクチン接種やPCRモニタリング検査の機会を活用すること
- ・本学及び他大学を問わず学生同士の飲食、特に大人数および発声を伴う飲食は極力避けること
- ・都外への移動や宿泊を伴う行事への参加は極力避けること
- ・その他感染に繋がることが予想される行動を避けること

課外活動を実施する際は、以下の事項について遵守し活動していただく様お願いします。

- ・課外活動実施願を提出し許可された後に活動を行うこと
- ・各キャンパスで定める施設等の使用基準に従うこと
- ・運動施設の利用に関しては、本学の定める活動方針（使用ガイドライン）に従うこと
- ・本学の部室等へ多人数で集まるることは避け、部室等での活動は最低限とすること
- ・常に1メートル以上のソーシャルディスタンスを保って活動すること
- ・原則、不織布など効果の高いマスクを着用すること
- ・消毒液を用意し、手指の消毒をこまめに行うこと
- ・屋内で活動する場合は、換気を十分に行い密閉された空間での活動はしないこと
- ・参加者は健康管理を行い、活動前の健康状態を記録し、体調不良の者は活動に参加しないこと
- ・課外活動の前後及び活動中においても集まつての飲食はしないこと
- ・課外活動への参加を強要しないこと
- ・WEBツール等を活用し可能な限り対面での活動を避けること
- ・学外での活動が必要な場合は感染防止対策を徹底した学外活動届を事前に提出のうえ許可を申し出ること。特に、都外での活動や宿泊を伴う場合は主催者の注意事項の写しを付して許可を申し出ること

なお、今後の感染状況等によっては、活動を停止していただく場合があります。

以上

本件に関する問い合わせ先
学務課学生支援係 gaksien1@cc.tuat.ac.jp